

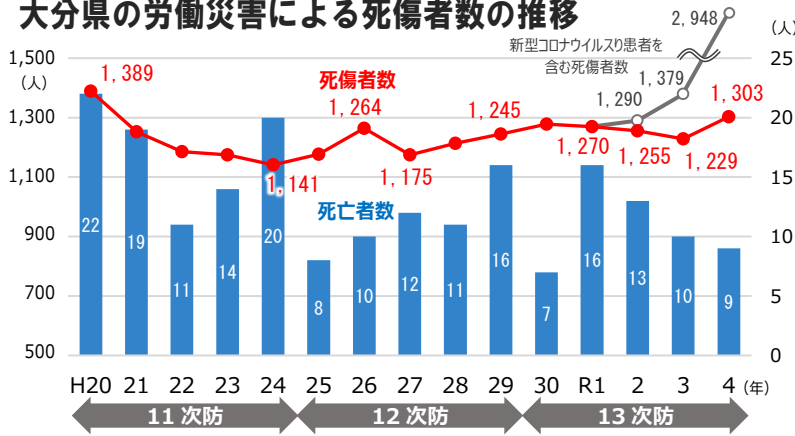
第14次労働災害防止計画

大分労働局

- POINT 1 国の「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、大分労働局が県内の労働災害等を減少させるため、事業者等が重点的に取り組むことを定めた中期計画です。略して「14次防」と呼んでいます。
- POINT 2 14次防の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間です。
- POINT 3 8つの重点事項を掲げて事業者等の具体的取組事項を定めています。
- POINT 4 重点事項ごとにアウトプット指標とアウトカム指標を定め、毎年これらの指標を用いて14次防の実施状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。
- POINT 5 アウトプット指標の達成状況の確認のため14次防取組状況点検票の作成・提出にご協力をお願いします。



大分県の労働災害による死傷者数の推移



アウトプット指標

重点事項（下記参照）に係る取組の進捗状況を確認する指標のこと

アウトカム指標

アウトプット指標が達成されたときに期待される効果のこと

②③④⑥⑦⑧のアウトカム指標の達成を目指した場合に期待される結果

死亡者数 13次防比較で10%以上減少
死傷者数 令和4年比較で減少

8つの重点事項の具体的取組（抜粋） ※取組事項の詳細は、上記の二次元バーコードからご確認ください。



1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 大分労働局は、安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境づくりに取り組む。
- 事業者は、A I やウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。

2 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 事業者は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を中心とした転倒災害対策を進める。
- 大分労働局は、介護職員の負担軽減のためのノーリフトケアや介護機器の導入等の腰痛予防対策の普及を図る。

| アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 ● 卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 転倒の年齢層別死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させる。 ● 転倒による平均休業見込日数を令和9年までに40日以下とする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設における腰痛の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。 |

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 事業者は、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

| アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 60歳以上の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させる。 |

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 事業者は、外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による教育や健康管理に取り組む。

| アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人労働者の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。 |

5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 大分労働局は、安衛法第 22 条（有害物質による健康障害の防止義務）に関連して、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正省令が令和 5 年 4 月に施行されたことから、当該省令の内容について周知を行う。



6 業種別の労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業・・・事業者は、「荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく対策に取り組む。
- 建設業・・・事業者は、高所からの墜落・転落防止対策を確実に実施するとともに、リスクアセスメントに取り組む。
- 製造業・・・事業者は、「崩壊、倒壊」「はさまれ、巻き込まれ」対策を実施するとともに、リスクアセスメントに取り組む。
- 林業・・・事業者は、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制の整備・周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策に取り組む。

| アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|--|---|
| ●「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場含む）の割合を令和 9 年までに 45%以上とする。 | ●陸上貨物運送事業における死傷者数を令和 4 年と比較して令和 9 年までに 5%以上減少させる。 |
| ●墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和 9 年までに 85%以上とする。 | ●建設業における死亡者数を 13 次防期間と比較して、15%以上減少させる。 |
| ●「崩壊、倒壊」及び機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和 9 年までに 60%以上とする。 | ●製造業における「崩壊、倒壊」による死亡者数を 13 次防期間と比較して、減少させる。 ●製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」による死傷者数を令和 4 年と比較して令和 9 年までに 5%以上減少させる。 |
| ●「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和 9 年までに 50%以上とする。 | ●林業における死亡者数を 13 次防期間と比較して、15%以上減少させる。 |



7 労働者の健康確保対策の推進

- 事業者は、ストレスチェックの実施にとどまらず、その結果を基に集団分析を行い、分析結果を活用した職場環境の改善を行うことでメンタル不調の予防を強化する。

| アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|---|--|
| ●年次有給休暇の取得率を令和 7 年までに 70%以上とする。 ●勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和 7 年までに 15%以上とする。 | ●週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を令和 7 年までに 5%以下とする。 |
| ●メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和 9 年までに 80%以上とする。 ●使用する労働者 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施の割合を令和 9 年までに 50%以上とする。 | ●自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、又はストレスがあるとする労働者の割合を令和 9 年までに 50%未満とする。 |
| ●各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和 9 年までに 80%以上とする。 | — |

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 事業者は、SDS に基づくリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。
- 事業者は、熱中症予防のため、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。

| アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|---|--|
| ●安衛法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を令和 7 年までにそれぞれ 80%以上とする。 ●安衛法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性及び有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和 7 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和 9 年までに 80%以上とする。 | ●化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を 13 次防期間と比較して 5%以上減少させる。 |
| ●熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和 5 年と比較して令和 9 年までに増加させる。 | ●熱中症による死亡者数を 13 次防期間と比較して、減少させる。 |



「14 次防取組状況点検票」の記入と提出について（協力依頼）

大分労働局 14 次防



各指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善を図るため、「14 次防取組状況点検票」の提出にご協力をお願いします。

大分労働局 HP に掲載の点検票ファイルに必要事項を記入の上、事業場を管轄する監督署あてに、電子メールで送信する、郵送する、窓口へ持参する等により提出をお願いします。



点検票の Word ファイルとメールアドレスはこちらから